

協会だより

(一社)秋田市建設業協会

目 次

1. 定例会議

- 運営委員会
- 理事会

2. 行事報告

- 上期監査（協会）
- 秋田労働基準監督署と秋田市の合同安全パトロール
- 秋田市へ要望書の説明

1. 定例会議

○運営委員会

11月19日(月)

委員長ほか9名の委員が出席し、会員権継承の件及び正会員入会について審査を行いました。

会員権継承については、三菱マテリアル電子化成株式会社から10月31日付けで申請された現会員権所有者木村氏から中村氏への継承に係るもので、申請内容を審査基準に基づき審査した結果、満場一致で承認され直近の理事会に諮問することとしました。尚、協会として中村氏若しくは事業所長との面談が必要とする意見があり、事務局から継承者側に申し入れを行うこととしました。

また、正会員入会については、株式会社トクミツ建築企画から11月15日付けで申請された内容を審査基準に基づき審査した結果、記載されている推薦人の選定について協議後満場一致で承認され、直近の理事会に諮問することとしました。

○理事会

11月26日(月)

理事14名が出席し以下のとおり会議は進められました。

林会長の挨拶の後、議長選任は恒例により会長とすることを決定し、議長は議事録署名人として監事が欠席のため伊藤満理事及び小南理事を指名しました。

議長からの指名により事務局は下記事項について報告しました。

《報告事項》

- ①土木部会上期監査(10/22)
- ②建築部会上期監査(10/26)
- ③協会上期監査(11/15)
- ④建設工事現場合同安全パトロール(11/16)
- ⑤運営委員会(11/19)

事務局は上記①②③については「適切に処理されている」旨の監査結果を、④のパトロールについては参加会員及び検討会の概要を、⑤については2議案とも審査の結果、承認した旨をそれぞれ報告しました

議長は質問・意見を求めましたが発言者はなく了承しました。

《議事》

議案1 「平成30年度 建設工事に関する入札制度等についての改善要望」の承認について

- 1) 最低制限価格制度について
- 2) 低入札価格調査制度について
- 3) 設計の採用工法等と現場状況の乖離による入札不調について
- 4) 働き方改革について
- 5) 地元建設業者への受注機会の増加について
- 6) 秋田市総合評価落札方式ガイドラインについて

事務局は先の10月理事会に於いて1)、3)、4)、5)、6)は承認済みであることを、2)については土木部会との関連が深いとして林会長からの指示により、10月理事会を欠席した山岡副会長、三浦副会長、加藤建築部長の3名に対し要望内容を照会し了承済みであることを報告しました。

議長は質問・意見を求めたところ、「5 地元建設業者への受注機会の増加について」の下段から2行目の、「地元建設業」を「地元建設業者」に加筆の意見があったことか

ら、理事会に諮ったところ反対意見は無く「地元建設業者」と訂正する事としました。再度要望全項目について議長は質問・意見を求めましたが、発言者はなく承認しました。12月4日秋田市長と面談し直接渡すこととしました。理事会が承認（訂正後）した今年度要望書を以下に示す。

平成30年12月14日

秋田市長 穂積 志 様

一般社団法人 秋田市建設業協会
会 長 林 明 夫

平成30年度 建設工事に関する 入札制度等についての改善要望

秋田市政のますますのご発展をお慶び申し上げます。

平素より当協会に対しまして格別のご指導ご協力を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

穂積市長におかれましては、市政の発展と市民の元気のため鋭意ご尽力されていますことに心から敬意を表します。

さて昨年夏、秋田市の一部地域を襲った豪雨災害から一年が経過しました。現在、建設業界は技術者や労働者の確保などの問題を抱えながらも、インフラ整備や災害復旧工事の早期着手と完成を目指し、工事の進捗に全力を注いでおります。

そんな最中、国内では今年7月の西日本の豪雨、関西を直撃した台風21号、豪雨後の北海道震度7の地震、更には台風24号・25号と相次いで災害が頻発しております。これらの災害による土石流や土砂崩れ、河川の氾濫と家屋への浸水被害など、今後も全国各地でこうした異常気象による大災害の発生が予想されることから、私ども建設業は、地域インフラの守り手として、社会に貢献できる地場産業でなくてはならないと、強く認識する次第であります。

今年国が制定した「働き方改革」は国土強靱化の一環であり、職場環境の早期改善を求めるものであることから、標記入札制度について要望させて頂きますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 最低制限価格制度について

秋田市最低制限価格制度取扱要領では、最低制限価格の決定は全ての工事について「100分の87から100分の91の間の率を予定価格に乗じて得た額」とし、「率」は、「開札前の抽選により決定する」と規定しております。

しかし、この方式では、発注者が市場の実勢を考慮し適正に積

算した予定価格を、引き当てた札次第で最高13%も減ずることを決めており、さらに応札業者は積算せずとも抽選次第で容易に落札者となることが可能であるため、同制度の目的である粗雑な工事を抑止することにはならず、最初から競争入札の要件とはなっておりません。

多くの都市の制度とは、大きく手法が違うことから、秋田県の「最低制限価格制度の取り扱いについて（通知）」（平成19年9月27日付県管-1397）を参考に制度の改正を要望いたします。

2 低入札価格調査制度について

公共建設工事の入札における予定価格は、市場の実勢価格の調査（取引実例価格、需給の状況、履行の難易度、所要数量、工期等）により得られた価格を基準として算出されており、本来、入札価格（受注額）との差の少ない契約が、現在望ましいものとされております。

これに反して、予定価格と入札価格に乖離があった受注工事の場合、労働条件の悪化、下請けとの低廉契約、安全対策の不徹底及び工事の手抜きなどに繋がる要因とされ、それ故、ダンピング受注を抑止することが求められております。

こうしたダンピング受注への対策として、多くの都市でも制度化し、秋田市に於いては「秋田市低入札価格調査制度取扱要領」によりその防止に対処されています。

しかし、同要領第5条失格判断基準の第1項では、「入札価格が調査基準価格を下回る価格で入札した者全員の平均入札価格に、10分の9.5を乗じて得た額を下回っていること」と定められており、この基準では同要領第3条の調査基準価格未満の額で決まる方向に誘引され、ダンピング受注の抑止にはなっておりません。

従って、秋田県低入札価格調査取扱実施要領の別表（第3条関係）失格判断基準（失格判断基準価格）を参考に改正されるよう要望いたします。

3 設計の採用工法等と現場状況の乖離による入札不調について

平成29年7月の秋田市豪雨災害発生以来、秋田市との「災害時における応急対策活動に関する協定書」に基づき、市の要請を最優先して、道路・河川破損箇所等への応急措置業務を進めて参りました。また同時に早期安全確保のため、今後必要と思われる復旧工事への対応も視野に、現場の実態把握に努めて来ております。

本年になって、災害復旧工事等に関連する入札は多数実施されましたが、不調となった回数も多く、その要因は業界内の技術者等の人員確保問題もある一方で、発注者側の設計内容と現場までの仮設工事や工法及び工期が、十分設計（金額）に反映されてい

ないなど、受注した場合、会社経営へのリスクが懸念されたからであります。

工事の順調な進捗を図るためには、限られた条件の中で計画的かつ合理的に工事完成を目指すことが最善であるため、十分な調査と適切な工法の採用などによる工事仕様で、発注を行って頂きますようお願いいたします。

4 働き方改革について

本年6月に働き方関連法案が成立し、長時間労働の是正、処遇改善及び生産性向上等について、平成31年4月から順次施行する事が決定しました。

今後、週休二日制や残業時間の制限、及びノー残業デー導入などにより、建設業に於いては工期の延長、現場経費の増額、新たな技術者の確保など、会社経営に大きな負担と相当の準備期間の確保が必要となることから、これらの法案に対する発注者側の考え方や進め方など対応についてご教示をお願いいたします。

5 地元建設業者への受注機会の増加について

中小建設業界における経営状況は、平成26年施行の「担い手三法」や、本年制定の「働き方改革関連法案」の主旨にあるように大変厳しい状況にあります。特に担い手の確保や育成を進めるうえでは、適切な積算に基づく工事の受注により、適正な利潤を得て長期に亘り良好な労働環境の確保を実現しなければなりません。

今後の秋田市の発展繁栄にも大きく関わることでありますので、秋田市が関与する団体の施設建設にあたっては、秋田市が従来から採用し、地元経済への波及効果が大いに期待できる「分離発注方式」や、「地元建設業者のみで構成する共同企業体」を、入札参加要件として頂きますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

6 秋田市総合評価落札方式ガイドラインについて

秋田市公契約基本条例が平成26年4月に施行されて以来、当協会員は条例の趣旨に沿うべく、総合評価落札方式ガイドラインによる労働環境評価及び地元貢献評価の規定や、不履行による場合の「減点改正」に応じてきたところであります。

しかし、依然としてその対応に苦慮しているため、以下3点について要望させていただきます。

①労働環境評価について

各職種における労働者の最も安価な予定賃金を、入札時に申請しても、各工種の工程や進捗状況によって、当初予定した建設労働者が変更となることは一般的であり、入札時に評価をすることは現実的ではありません。

また、工事完成後における最も安価な支払賃金の履行査定は、受注者が第二次以下の下請業者と契約を結ぶ実態が無く、建設労働者に支払われる賃金は、第一次下請業者等の権限によることから、受注者は第二次以下の下請業者が雇用し建設労働者に支払った賃金を、把握することは困難であります。

以上のことから工事完成後において、受注者が直接契約を結ぶ第一次下請業者の労働者に支払った賃金のみをその評価の対象とし、入札時には前回までの実績を評価する方式へと、改正することを要望します。

②地元貢献評価について

入札時に下請業者の選定及び資機材調達先の計画を評価されても、受注後における市中の工事量、地元建設労働者や重機等の不足、工事進捗状況等による工程・工法変更、並びに資機材や労働者の単価高騰により、当初の評価内容で工事が完成することは稀であり、入札時に評価することは現実的ではありません。

従って入札時の評価を改め、工事完成後に実績として査定し、入札時には前回までの実績を評価する方式へと、改正することを要望します。

③工事成績評定から減点することについて

物づくりへの熱意、蓄積された技術の研鑽による匠、その結果を出来形・見栄え・品質などについて高い評価を得ることは、技術者冥利に尽き誉れでありました。

しかし、総合評価落札方式の労働環境評価及び地元貢献評価の査定が、工事成績評定点から減点されることとなり、良質な品質確保を目指した技術者の意識が低下しています。

労働環境及び地元貢献の評価は、成果品の品質の評定とは異質であることから、同ガイドライン7実績等評価項目の「過去2年間の同一工種における工事成績評定点」とは分離し、総合評価の別項目として、前回までの実績を評価する方式へと改正することを要望いたします。

議案2 安全祈願祭について

事務局は昨年安全祈願祭を例として資料により、昨年の来賓者と今年の来賓者、会場、開館時間、祈願祭祭事、懇談会などについて報告後、議長は意見・質問を求めたが発言者はなく承認されました。

議案3 会員権継承について

事務局は三菱マテリアル電子化成(株)より会員権継承に係る運営委員会の審査結果について報告後、改めて同審査基準と申請内容について説明を行いました。

議長は意見・質問を求めたところ、発言者はなく継承を承認しました。

承認後、三菱マテリアル電子化成(株)は会員権継承による変更が他社に比べ多いが、継承者との面識がない事から、近日中に協会会長に対し新代表取締役である中村氏、

若しくは事業所長による協会訪問を依頼することとしました。

議案4 正会員入会について

事務局は株式会社トクミツ建築企画代表取締役徳光富久氏からの正会員入会申請の内容について報告しました。

報告後、議長は意見・質問を求めたが発言者はなく承認しました。

《協会関係行事の日程等について》

①建築部会役員会（新年会、事業について）12/14（金）12:00

②協会から秋田市に対する要望書提出 12/14（金）14:30

事務局は上記2項目について報告しました。①については1/24（木）、志田屋を（12/14最終決定）暫定として、②については協会三役及び入札制度検討等特別委員会、建築部長が参加する事、更には追加報告として土木部会の新年会の予約状況について報告しました。

次回理事会を12月25日（火）三役会10時・理事会11時に開催することを決定し午後11時53分閉会しました。

2. 行事報告

○上期監査（協会）

11月15（木）

平成30年度上期監査が長谷川会計理事立会いのもと、佐々木監事、加賀屋監事、伊藤監事及び渡辺監事により行われました。

証拠書類や銀行預金通帳など記載事項等について監査を受けた結果、全て適正である旨の報告書が提出されました。

○秋田労働基準監督署と秋田市の合同安全パトロール 11月16日（金）

秋田労働基準監督署及び秋田市総務部工事検査室との合同安全パトロールに、協会の工務委員長や現場関係者が参加し、工事名「公共下水道新城川左岸3-1号幹線築造工事（土崎港相染町字沼端地内ほか）現場の概要説明を受けた後、参加者全員が立坑内に入りパトロールし安全管理等について視察しました。

視察後、秋田市役所消防棟会議室において検討会が行われ、現場の安全管理等について各代表者から感想発表がありました。

検討会の後半では秋田労働基準監督署町田署長及び千葉産業安全専門官より、秋田管内内の労働災害や安全管理についての講演があり受講しました。

○秋田市へ要望書の提出

11月30日（金）

平成30年度の建設工事に関する入札制度等についての改善要望書を秋田市長に来月提出するにあたり、協会三役及び入札制度の検討等特別委員会小南委員長の同席のもと、秋田市総務部契約課伊藤課長、菅原課長補佐、目黒主査に対して、協会会議室に於いて説明しました。

説明後入札制度について意見交換を行い要望内容にご理解を頂きました。